

IV 推進体制の整備・強化

我が国がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、基本計画にある広範かつ多岐にわたる取組を着実に展開し、実効性を確保するためには、国、地域及び民間における推進力を一層強化する必要がある。

男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案・実施の推進などを図るべく、国内本部機構の機能強化を図るとともに、仕事と生活の調和など女性の活躍推進に向けて社会全体で取組を進めていくべき課題に関して、経済団体や労働団体などとの連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進できる体制の構築が必要である。

また、地域における男女共同参画を推進するためには、地方公共団体や民間団体等の積極的な取組が重要であり、関係機関がそれぞれの機能を十分に発揮するとともに、関係機関間で連携することができるよう、推進体制の整備・強化に向けた支援の充実が必要である。

上記を踏まえ、国が地方公共団体、民間団体等と有機的に連携し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要であり、そのための体制を整備・強化していくことも求められる。

1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化

(1) 施策の基本的方向

国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を更に強化する。

(2) 具体的な取組

- ① 内閣府に置かれる重要政策会議である男女共同参画会議は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針や政策及び重要事項などの調査審議を行う、施策の実施状況について監視し、また施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査する、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べるなどの機能を最大限に発揮する。また、その監視結果については広く公表する。
- ② 男女共同参画推進本部(本部長：内閣総理大臣)の下で施策の円滑かつ効果的な推進を図る。本部長の指名により関係行政機関に置かれた男女共同参画推進担当官(局長級)は、それぞれの府省の施策の企画・立案に積極的に関与し、当該施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を把握することを通じ、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女共同参画の視点を反映させるとともに、相互の機動的な連携を図る。

- ③ 男女共同参画推進連携会議については、経済界や各種団体、NPO・NGOを始めとする各界各層との情報・意見交換その他の必要な連携を図るとともに、地域においても各階層の相互の交流や情報交換等の連携を強化する。また、全国的な推進連携会議に加え、地域版推進連携会議等を通じたネットワーク形成を支援する。
- ④ 国内本部機構と、関連の深い政府の会議等（すべての女性が輝く社会づくり本部、日本経済再生本部、まち・ひと・しごと創生本部等）との連携を図る。
- ⑤ 国内本部機構と、多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、各地の女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、経済団体、企業、労働組合等）との連携を図る。
- ⑥ 国内本部機構の運営に当たっては、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体を始めとする国民の幅広い意見を反映する。
- ⑦ 国際機関、諸外国の国内本部機構との連携強化など対外発信機能の強化に努める。

2 男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画に関する施策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込む仕組みを構築し、ジェンダー予算の考え方を踏まえつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図る。この際に、男女共同参画会議における監視・影響調査等の機能を十分に活用し、実効性を高める。

(2) 具体的な取組

- ① 基本計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし、取組の強化等について、内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を述べる。
- ② 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの見解等に関し、男女共同参画会議は、各省における対応方針の報告を求め、必要に応じて取組の強化等を政府に対して働きかける。
- ③ 諸外国における推進体制に関する諸制度を含め、男女共同参画社会の形成に関する課題に関する調査研究を進めるとともに、男女の置かれている状況を客観的に把握できるよう、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握・公開する。
- ④ 国の各府省や関係機関が実施している男女共同参画にかかわる情報を集約・整理した上で、国民、企業、地方公共団体、民間団体等に分かりやすく提供することで、各主体による情報の活用を促進する。
- ⑤ 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合の被害者の救済について、行政相談制度、人権擁護機関等の積極的な活用により、その機能の充実を図る。

3 地方公共団体や民間団体等における取組への支援(地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)

(1) 施策の基本的方向

男女共同参画社会の実現には、国レベルでの取組に加え、住民にとって身近な暮らし、仕事の場である地域に根差した草の根からの取組が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、女性センター・男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の地域における多様な主体が連携・協働し、男女ともに多様な年齢層が参画して男女共同参画を推進することを促進する。また、国は、地方公共団体や民間団体等とともに一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。特に、女性活躍推進法【P.第189国会に提出。可決・成立した場合。】に基づく、地方公共団体や民間企業等の取組を支援していく。

(2) 具体的な取組

ア 地方公共団体の取組への支援の充実

- ① 都道府県に対しては、各都道府県における関連施策の一層の推進、地域における多様な主体による連携体制の構築、市町村に対する助言等の支援等を強化するよう、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、積極的な取組を推進するよう働きかける。

また、女性活躍推進法【P.第189国会に提出。可決・成立した場合。】に基づく都道府県推進計画及び特定事業主行動計画の策定、関係機関により構成される協議会の設置・運営に際し、必要な情報提供・助言等を行う。

- ② 市町村に対しては、各市町村における関連施策を一層推進し、住民一人一人の男女共同参画に関する認識を高めるよう、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、先進的な取組事例を共有するなどにより、着実な取組を推進するよう働きかける。特に、男女共同参画に関する業務に専属的に従事する担当部署が無い市町村に対しては、推進体制の整備・強化に向けた働きかけ、情報提供・助言等の支援を行う。

- ③ 地方公共団体に対して、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画並びに男女共同参画の推進に関する条例の制定、制定後の運用状況の監視に当たって、情報提供・助言等を行う。特に、市町村男女共同参画計画については、全ての市町村が計画を策定するよう支援する。

また、全ての地方公共団体に対して、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画の趣旨・内容の周知を図るとともに、地方公共団体の施策への反映を働き掛ける。

- ④ 都道府県及び市町村における関連施策の推進に資するよう、各種の統計情報について、可能な限り、男女別データを把握し、男女の置かれている状況を客観的に把握するよう働きかける。
- ⑤ 全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会等の会議や研修等の機会を活用し、首長や議長等に対して、地域における男女共同参画社会の実現に向けたリーダーシップの発揮を要請する。
- ⑥ 地方公共団体における計画的・安定的な取組を確保するため、特に地方公共団体での取組が十分ではない分野を中心に財政支援を実施する。

イ 男女共同参画社会の実現に向けた女性センター・男女共同参画センター等の強化・充実

- ① 女性センターや男女共同参画センター等（以下、「センター等」という。）は、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ・団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を有しており、NPO、NGO や住民等の活動を支援する男女共同参画の推進の重要な拠点である。地方公共団体に対して、それぞれの地域においてこうした機能や強みを十分に生かすよう、センター等の管理体制、施設の規模等にかかわらず、その果たす役割を明確にし、取組を強化・充実するよう働きかける。
- ② 都道府県域のセンター等に対しては、地域における女性の活躍推進の人材発掘・育成の拠点として、企業や地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体等において男女共同参画を推進するキーパーソンの育成、地域のあらゆる分野における女性リーダーの育成等を行うとともに、育成した人材のネットワーク化に取り組むよう働きかける。
- ③ 市町村域のセンター等も含め、全国のセンター等が地域を超えて交流することを促進し、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各センター等が地域において実効性のある取組を行うよう支援する。
- ④ 地方公共団体において、センター等が男女共同参画の視点からの地域の防災力の推進拠点となるよう、先進的な取組事例の共有等を通じて、地方公共団体及びセンター等に働きかける。

ウ 国立女性教育会館における取組の推進

- ① 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能のさらなる充実・深化を促進する。

エ NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の取組促進

- ① 各主体が男女共同参画社会の実現に向けて取組を実施するよう、男女共同参画に関する認識の共有を行うとともに、先進的な取組事例の共有や必要な情報の提供等を行うことにより、各主体に対して働きかける。